

土浦市教育情報セキュリティポリシー

令和8年3月制定
土浦市教育委員会指導課

改版履歴

版数	年月日	該当項目	改正概要説明
初版	令和 8年3月16日	初版制定	

目次

第1章 土浦市教育情報セキュリティポリシー基本方針

1 目的	1
2 対象とする脅威	1
3 適用範囲	1
4 教職員等の遵守義務	1
5 情報セキュリティ対策	2
6 教育情報セキュリティ対策基準の策定	3

第2章 土浦市教育情報セキュリティポリシー対策基準（非公開）

参考【用語の定義】	5
-----------	---

第1章 土浦市教育情報セキュリティポリシー基本方針

1 目的

本基本方針は、土浦市立小、中学校、義務教育学校並びに教育相談室（以下、「市立学校等」という。）並びに土浦市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が保有する教育に関する教育情報資産（以下、「教育情報資産」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 対象とする脅威

教育情報資産に対する脅威として、以下のものを想定し、教育情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による教育情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定ミス、メンテナンス不備、内部又は外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による教育情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

3 適用範囲

(1) 行政機関等の範囲

本基本方針が適用される機関は、市立学校等並びに教育委員会とする。なお、教育委員会においては、市立学校等と共有する教育情報資産の取扱いについて本基本方針に準拠するものとし、土浦市役所が保有、管理する情報の取扱いについては、別途土浦市の定めるセキュリティポリシーに則るものとする。

(2) 教育情報資産の範囲

本基本方針が対象とする教育情報資産は、次のとおりとする。

- ア 教育ネットワーク、教育情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- イ 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う文書（印刷した文書を含む。）
- ウ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文

4 教職員等の遵守義務

教職員、非常勤教職員、臨時教職員、教育委員会事務局職員及び教育委員会会計年度任用職（以下「教職員等」という。）は、教育情報セキュリティの重要性について共通の認

識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

5 情報セキュリティ対策

対象とする脅威から教育情報資産を保護するために、以下の教育情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市の保有する教育情報資産について、教育情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 教育情報資産の分類と管理

本市の保有する教育情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき教育情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 教育情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、教育情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

ア 校務系においては、原則として、学習系と別ネットワークに接続した上で、端末からの情報持出し不可設定や、校務支援システムの導入により、児童生徒の成績及び生活に関する情報の流出を防ぐ。

イ 学習系においては、有害情報へのアクセスを制限するソフトウェアや不正通信の監視機能の強化等の情報セキュリティ対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

教育情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時の対応体制を整備する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合は、適切な情報管理が可能な委託事業者を選定し、情報セキュリティに関する要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、及び必要に応じて契約に基づき措置を講じる。また、外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合は、利用にかかる規程を整備した上

で対策を講じ、ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

ア 教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

イ 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合は、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

6 教育情報セキュリティ対策基準の策定

教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準（第2章）を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、本市の教育行政運営に支障を及ぼす恐れがあることから、非公開とする。

第2章 教育情報セキュリティ対策基準

※第2章 土浦市教育情報セキュリティ対策基準は、セキュリティ機密保持の観点から非公開とする。

参考【用語の定義】

- (1) ネットワーク
コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム
コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体等で構成される、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 教育情報セキュリティ
教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 機密性
認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (5) 完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (6) 可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 校務
学校がその目的である教育事業を遂行するために必要とされるすべての事務をいう。
- (8) 校務系
教育委員会の事務室、市立学校等の校長室、職員室及び保健室等において、教職員・教育委員会職員等が校務を行うために接続されたネットワーク、情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (9) 学習系
市立学校等の各普通教室、特別支援教室及び特別教室等において、児童生徒並びに教職員が学習活動を行うために接続されたネットワーク、情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (10) 教育ネットワーク
校務系及び学習系ネットワークを総称し、「教育ネットワーク」とする。
- (11) 通信経路の分割
校務系と学習系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (12) ソーシャルメディアサービス
- (13) 個人が双方向で情報を発信・共有できるメディア全般をいう。いわゆる「ソーシャルネットワークサービス（SNS）」もソーシャルメディアサービスに含まれる。
- (14) クラウドサービス
インターネット経由でソフトウェアやインフラなどの各種機能を利用できるサービスの総称をいう。なお、本ポリシーでは、SaaS型パブリッククラウドを想定して規定する。

(15) SaaS型パブリッククラウド

パブリッククラウドの中でも、特にアプリケーション・ソフトウェアを提供するサービスをいう。

(16) SaaS (Software as a Service)

インターネット経由でソフトウェアを利用できるサービスをいう。ソフトウェアのインストールが不要で、インターネット環境さえあればウェブブラウザなどを介して手軽に利用できることが特徴である。

(17) パブリッククラウド

クラウド事業者が構築・提供するサービスを、複数の利用者で共有するものをいう。